

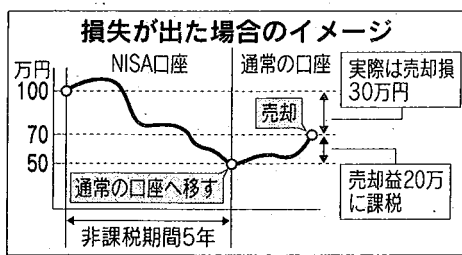
2012.9.27

2014年に始まる少額投資非課税制度（日本版ISA||NISA）では、購入した金融商品が値下がりすると、税金で不利になる可能性があることは要注意だ。具体的にみてみよう。

NISAの非課税枠の上限である100万円をある上場株式に投資し、非課税期間の5年が終わる時点で50万円に値下がりしたとする。その株式を通常の口座に移して運用を続けると、税務上は移した時点の時価である

わかる投資 NISA 活用のツボ ⑥

50万円がその株式を購入した金額となる。



損失出ると税で不利な面も

通常口座に移した後、例えば70万円に値上がりしたタイミングで売ったらどうなるか。普通に考えると100万円で購入した株式を、30万円の損失を出して手放しただけのようにみえる。

しかし、税務上は50万円で購入したものを70万円で売ったことになり、売却益の20万円に課税される。来年から株式の売却益などの対する税率は現状の10%から20%に上が

損益通算の対象外

り、税負担も大きくなるだけに無視できない。例えば、ある金融商品で80万円の利益を上げて、別の投資で20万円の損が出ていれば、通算で運用益は60万円と計算するのが損益通算だ。投資家は60万円に対する税金を払えばいい。

通常は株式と株式投資信託などの配当や売却損益であれば損益通算できる。しかし、NISA口座で保有する金融商品は運用益が非課税となる半面、損が出ても損益通算の対象にはできない。

一方、非課税期間が終わった際、新たな非課税枠に移していたら、税金のことを考える必要はない。ただ、その場合は新たな非課税枠で新規に投資できる金額は減る。このケースでは前の非課税枠から50万円を引き継ぐため、新規に投資できるのは50万円になる。

NISAの口座で保有する金融商品で損失が出ても、いわゆる「損益通算」の対象にならない点も見逃せない。例えば、